令　和　7　年

上尾伊奈資源循環組合議会

８月定例会議案

議　　案　　名

議案第　６号　令和６年度上尾伊奈資源循環組合一般会計歳入歳出
決算の認定について……別冊
議案第　７号　令和７年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算
（第１号）……別冊
議案第　８号　上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施
設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関
する条例の制定について……　1

議案第８号

上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を次のように定める。

令和７年８月８日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第９条の３第２項（同条第９項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第１項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第８項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第８条第２項第２号から第９号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（対象となる施設の種類）

第２条　報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第５条第１項に規定するごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

（縦覧の告示）

第３条　管理者は、法第９条の３第２項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及びその期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1)　施設の名称

(2)　施設の設置の場所

(3)　施設の種類

(4)　施設において処理する一般廃棄物の種類

(5)　施設の処理能力

(6)　実施した生活環境影響調査の項目

（縦覧の場所及び期間）

第４条　縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1)　上尾伊奈資源循環組合事務所

(2)　前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

２　縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から１月間とする。

（意見書の提出先等の告示）

第５条　管理者は、法第９条の３第２項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第６条　意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

(1)　上尾伊奈資源循環組合事務所

(2)　前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

２　前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第４条第２項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

（環境影響評価との関係）

第７条　施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は埼玉県環境影響評価条例（平成６年埼玉県条例第６１号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第３条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

（他の市町との協議）

第８条　管理者は、施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、上尾伊奈資源循環組合を構成する市町の区域に属しない区域が

含まれているときは、当該区域を管轄する市町の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出する。